

# 公立高等学校等奨学給付金について



高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、返済不要な給付金を支給する制度です。  
給付金の受給を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認した上で、在学する学校へ申請してください（2名以上の生徒がいる世帯は生徒毎に確認してください）

保護者の住民票のある都道府県で奨学給付金を申請することができます。  
※詳しくは住民票のある都道府県へお問い合わせください。

7月1日時点で、生徒の**保護者の住所**（住民票上の住所）は**愛知県内**にありますか？

「保護者」とは、生徒の親権者等です。  
両親が親権者であれば、父母の両方が保護者となります。

生徒は**平成26年度以降に高等学校等の一年生として入学**しましたか？

現在在学する学校でこれまでに就学支援金の受給資格がない方は、奨学給付金を受けることができません。転学・退学をしたことがある方は、在学する学校へ受給資格の有無を確認してください。

7月の就学支援金の受給資格がありますか？

奨学給付金は支給されません

生徒の世帯は**7月1日時点で、生活保護のうち「生業扶助」**を受けていますか？

生活保護受給中の方は、市区町村の福祉事務所へ必ず「生業扶助」を受けているか確認してください。

生業扶助を受けています

①～③に該当しない

家計が急変し、「**保護者全員**」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が以下に該当しますか？

- ①非課税
- ②105,500円未満
- ③264,500円未満世帯かつ扶養する子が3

今年度の「**保護者全員**」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額は**非課税（0円）**ですか？

保護者全員の課税証明書等を確認してください（裏面【参考】を確認してください）。  
※証明書が発行されない保護者がいる場合、給付金を受けることはできません。

生徒が在学する課程は**専攻科**ですか？

今年度の「**保護者全員**」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が①か②に該当しますか？

- ① 105,500円未満
- ② 264,500円未満世帯かつ扶養する子が3人以上いる

①に該当する

②に該当する

①に該当する

②に該当する

**(1)給付金「基準額1」を申請することができます。**

**(2)給付金「基準額2」を申請することができます。**

**(3)給付金「基準額3」を申請することができます。**

**(4)給付金「基準額4」を申請することができます。**

| 課程                | 生徒一人当たり支給額 |
|-------------------|------------|
| 全日制<br>定時制<br>通信制 | 32,300円    |

| 課程         | 生徒一人当たり支給額 |
|------------|------------|
| 全日制<br>定時制 | 143,700円   |
| 通信制<br>専攻科 | 50,500円    |

| 課程  | 生徒一人当たり支給額 |
|-----|------------|
| 専攻科 | 10,100円    |

| 課程  | 生徒一人当たり支給額 |
|-----|------------|
| 専攻科 | 10,100円    |

9月1日から、本校ホームページにて申請用紙がダウンロードできます。（事務室でも配布します。）

**申請の締切は、9月26日（金）です。**

ご不明な点は事務室へお問い合わせください。（一宮興道高 事務室 受付時間 平日 8:30～16:30）

【参考】『課税証明書』等の見かた（課税証明書等を提出する保護者全員分の証明書を確認してください）

市民税・県民税 証明書

父

※ 市町村によって、証明書の名称や見た目が異なります

(住所) 名士屋市由区  
(氏名) 給付 和夫  
令和7年度(令和6年分所得)  
令和2年度(令和元年分所得)

令和7年度(令和6年分所得)

| 所得金額                  |                                                                                                                                                                                                                            | (円)                  | 所得控除額   | (円)     | 課税標準額     |           | (円)       |     |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----|
| 総所得<br>給与所得<br>(給与収入) |                                                                                                                                                                                                                            | 1,360,000            | 社会保険料控除 | 273,001 | 総所得       |           | 0         |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            | <del>1,360,000</del> | 配偶者・扶養  | 760,000 |           |           |           |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            | 2,200,000            | 基礎控除    | 330,000 |           |           |           |     |
|                       | <div>保護者（両親とも親権者の場合は、父・母の両方）の市町村民税所得割額及び県民税所得割額が非課税（所得割額が0円）であれば、給付金を申請することができます。</div> <div>【注意】</div> <div>※保護者の一人が控除対象配偶者の場合でも、非課税であることを確認するため「課税証明書」等の提出が必要です。</div> <div>※生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。</div> |                      |         |         | 市民税       | (円)       | 県民税       | (円) |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         |         | 1,363,001 | 調整控除前所得割額 | 調整控除前所得割額 |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         |         | 0         | 調整控除額     | 調整控除額     |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         |         | 0         | 税額控除額等    | 税額控除額等    |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         |         | 0         | 税額控除額等    | 税額控除額等    |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         |         | 0         | 税額控除額等    | 税額控除額等    |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         |         | 0         | 税額控除額等    | 税額控除額等    |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         |         | 0         | 税額控除額等    | 税額控除額等    |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         |         | 0         | 税額控除額等    | 税額控除額等    |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         | 所得割額    | 所得割額      |           |           |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         | 均等割額    | 均等割額      |           |           |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         | 減免額     | (円)       | 差引納付額     | (円)       |     |
|                       |                                                                                                                                                                                                                            |                      |         | 0       |           | 0         |           |     |

(備考)

市民税・県民税は課税されていないか、もしくは全額免除されています。